

2006年2月9日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

住民基本台帳に関する事務に係る個人情報を目的外に提供すること
及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2006年1月23日付けで諮問（第170号）された住民基本台帳に関する事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に提供をする必要性及び本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成18年1月5日付けの神奈川県藤沢警察署司法警察員名での捜査関係事項照会書により、捜査中の詐欺事件に関連し筆跡等の鑑定の必要から、転出届けの際に藤沢市に提出された届出人の住民異動届の写しの交付についての依頼が実施機関になされた。

当該照会事項は、住民基本台帳法第24条に基づく転出届であるが、同法の規定には転出届の写しの交付に係る規定がないこと及び藤沢市個人情報保護条例施行に伴い昭和63年4月に藤沢市個人情報保護制度運営審議会で審議され

た警察署からの刑事訴訟法第197条第2項による照会に対して、外部提供が認められた項目に含まれていないことから、今回諮問に至ったものである。

(2) 転出届に記載される個人情報

- ①届出人の住所、氏名、電話番号、異動者本人との関係(代理人届出の場合)
- ②届出人の筆跡
- ③届出受付時の届出人の本人確認方法(運転免許証番号)
- ④国民年金の有無、番号、加入年月日
- ⑤国民健康保険の有無、国民健康保険被保険者証番号

(3) 目的外に提供する必要性について

警察署からの本件照会は、正当な請求権を有する司法警察員職員により行われ、公共の福祉を維持するために必要な捜査を行うものであり、正当な権限を有するものによって行われたものであることから、照会そのものの正当性及び公益性は十分認められるものであり、本件照会に係る個人情報を目的外に提供する必要がある。

(4) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本件照会に係る個人情報の目的外提供は、警察署による事件捜査のために行うものであり、当該本人へ通知した場合は捜査の遂行に支障が生じるおそれがあることから本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、本人通知を省略するもの。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア 実施機関の説明によると、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により、現在捜査中の詐欺事件に関連し捜査上の必要から転出届出の際の住民異動届の写しの交付について依頼があった。

イ 本件照会について実施機関が警察署に問い合わせをしたところ、当署で捜査中の詐欺事件に関連し当該届出書の筆跡等の鑑定のため必要であるとの回答であった。

ウ 本件照会の住民異動届の写しによって、捜査中の詐欺事件に関連し筆跡等の鑑定を含め事件の解決を図る手がかりとなるもので、本件照会に係る書類は本市に提出されたものであり、本市以外のものから提供を受けることは不可能であり、また、本件照会は公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うためなされたものであることから、目的外に提供する必要性は認められる。

エ 本件照会の住民異動届の写しには、届出人本人又は代理届出人が記載した

事項以外に、届出人の本人確認記載事項、国民年金に関する情報、国民健康保険に関する情報が含まれていることから、条例の趣旨に照らして当該捜査に必要な範囲において提供すべきものと思料する。

(2) 本人へ通知しないことの合理的理由について

本件照会に係る個人情報の目的外提供は、警察署による事件捜査のために行うものであり、当該本人へ通知した場合は捜査の遂行に支障が生じるおそれがあることから本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

以 上